令和７年度

土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業応募の手引き

令和６年１１月

土浦市

土浦市協働のまちづくりファンド事業応募の手引き

ソフト事業（市民提案事業）編

協働のまちづくりファンドでは、市民活動団体が地域の活性化や地域課題の解決を図るため、市内で新たに行う事業（ソフト事業）の経費を助成し、団体の自主的なまちづくり活動を支援します。

１．補助対象団体

次に掲げる要件をすべて満たす団体が対象となります。

※法人格の有無は問いません。

（１）ＮＰＯ法人やボランティア団体・地縁団体等、市内に事務所などの拠点があり、市民を主たる構成員とするまちづくり活動を行う市民活動団体であること。

（２）運営に関する規約・会則等を持ち、予算・決算等の会計処理が適切に行われていること。

（３）営利活動、政治活動又は宗教活動を行うものでないこと。

（４）社会の秩序や安全に脅威を与え、社会の発展を妨げる団体でないこと。

２．補助対象事業

次に掲げる要件をすべて満たす事業が対象となります。

（１）市内で実施する公共的、公益的な事業であること。

※事業の分野は特定非営利活動促進法別表（２ページ参照）に掲げる活動です。

（２）地域活性化や課題解決に向けて取り組む新たな事業であること。

（３）事業は特定の目的を実現させるための活動をいい、団体の経常的な活動や運営そのものに対する活動でないこと。

（４）補助金交付が終了した後においても、地域活性化や課題解決に向けた団体の活動が継続して行われる見込みのある事業であること。

（５）市・県・国の他の公的補助金等の交付を受けていない事業であること。

（６）事業期間は、その事業年度の３月３１日までとすること。

対象とならない事業とは…

次のいずれかに該当するときは、補助の対象外となります。

◆専ら利益を目的とするもの

◆政治又は宗教活動に関するもの

◆公序良俗に反するもの

◆特定の個人又は団体が利益を受けるもの

◆１町内会（自治会）の住民に対する事業・活動

《特定非営利活動促進法別表》

１　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
２　社会教育の推進を図る活動
３　まちづくりの推進を図る活動
４　観光の振興を図る活動
５　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
６　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
７　環境の保全を図る活動
８　災害救援活動
９　地域安全活動
１０　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
１１　国際協力の活動
１２　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
１３　子どもの健全育成を図る活動
１４　情報化社会の発展を図る活動
１５　科学技術の振興を図る活動
１６　経済活動の活性化を図る活動
１７　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
１８　消費者の保護を図る活動
１９　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

３．補助内容

補助対象行為	補助対象者	補助率	補助額
市民活動団体の提案で地域の活性化や地域の課題解決に資するソフト事業	市民活動団体等	（１回目） 補助対象経費の４分の３以内	（１回目） ３０万円以内
		（２回目） 補助対象経費の２分の１以内	（２回目） ２０万円以内

※補助金の交付は１年度につき１団体１事業とします。
（ハード事業との重複申請はできません。）
※同一事業に対し、２回（２年）まで補助の対象となります。
※一度補助を受けた団体は、補助対象事業を実施した年度の翌年度から３年間は補助金交付申請ができません。

４．補助対象経費

費　目	内　容
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金
消耗品費	会議資料などの用紙、事業に必要な材料費
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代
役務費	事業に関する郵送料、事業開催に係る損害保険料
委託料	会場設営費等専門的な知識や技術に対し委託した費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材レンタル料
その他諸経費	事業実施に不可欠なもの

※申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。
※領収書がなく使途が不明な経費は対象外とします。
※団体の管理運営費（事務所の賃借料や光熱水費等）は対象外となります。
※団体構成員のみで行う打合せ、研修、交流会等に係る経費は対象外とします。
※旅費、食糧費、単価が高額な物品の購入は対象外となります。

５．審査基準

運営委員会では、以下の評価基準に基づき、事業認定の可否を決定します。

【新規事業（１回目）】

評価の項目	評価の視点
（１）公 益 性	○地域課題や地域の公共的なニーズに対応するものであり、事業の成果（効果）の受益に偏りがない公益性の高い事業か。
（２）実 現 性	○団体の活動内容などから事業計画に実現性が認められるか。 ○各種法令、規則等との問題はないか。 ○自己資金の準備や予算の見積り、算出は適性か。
（３）発 展 性	○先駆的な内容で、活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の活性化等につながる事業か。 ○事業の実施により団体の将来性、自立性が期待できるか。また、熱意をもって取り組んでいるか。 ○補助金の交付が有益で質の高い事業展開につながるか。
（４）持 続 性	○事業実施後も団体の活動が、市民協働のまちづくりの担い手となることが期待できるか。
（５）必 要 性	○地域の活性化や地域課題の解決に向け必要な事業であるか。 ○市民ニーズに対応する解決策として有効なものとなっているか。

【継続事業（２回目）】

評価の項目	評価の視点
（１）公 益 性	○地域課題や地域の公共的なニーズに対応し、事業の成果（効果）の受益に偏りがない公益性の高い事業となったか。
（２）実 現 性	○事業を更に良くするため、改善方法は具体的か。改善の手法、手順について、具体的に示せるか。
（３）発 展 性	○事業の実施により団体の将来性、自立性が期待できるか。また、事業を改善しながら実施を継続できるか。
（４）持 続 性	○事業実施後も団体の活動が、市民協働のまちづくりの担い手となることが期待できるか。
（５）必 要 性	○地域の活性化や地域課題の解決に向け必要な事業であるか。 ○市民ニーズに対応する解決策として有効なものとなり、事業の成果（効果）が得られたか。

６．手続きの流れ

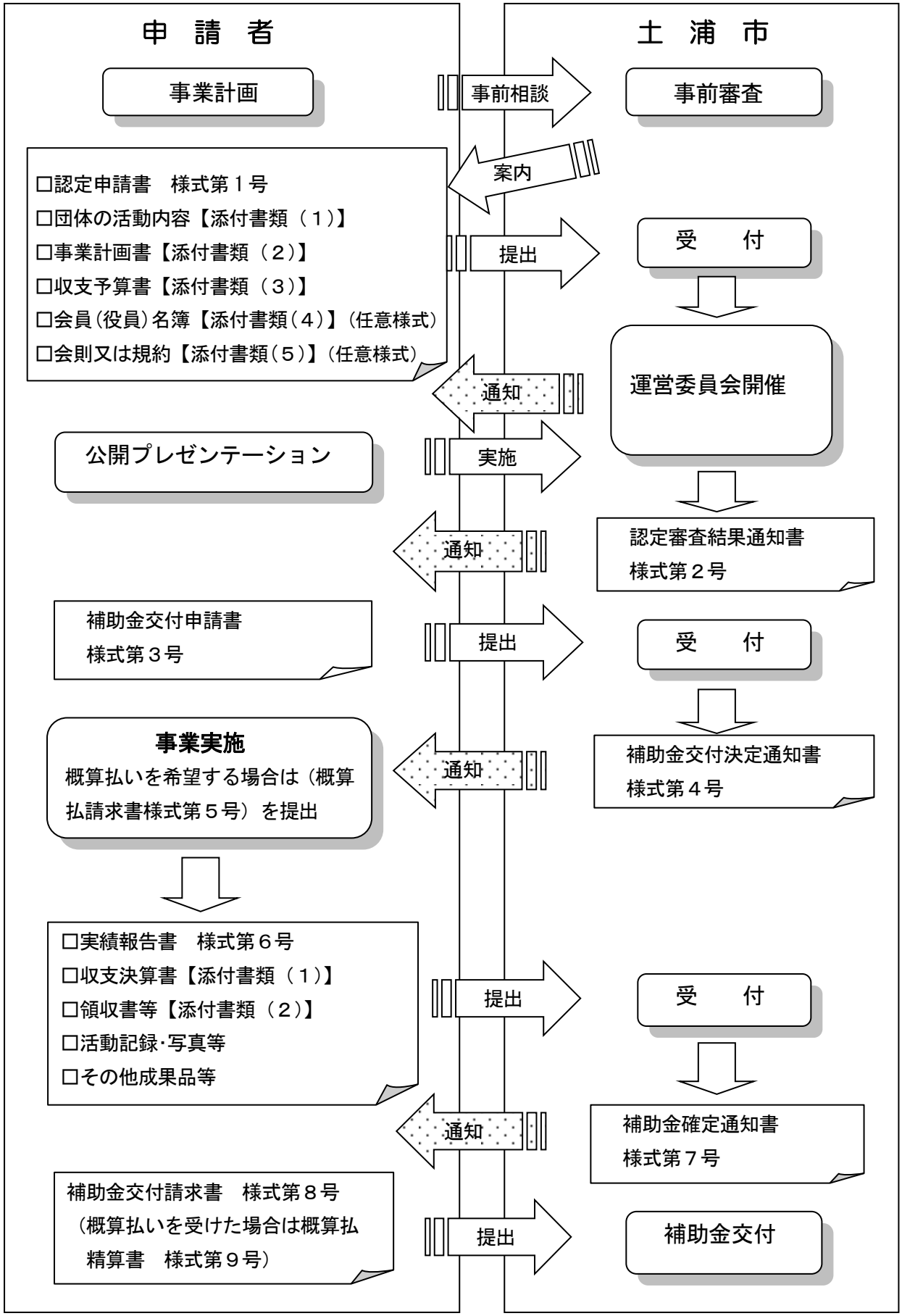
申　請　者
土　浦　市
事業計画
事前相談
事前審査
案内
□認定申請書　様式第１号
□団体の活動内容【添付書類（１）】
□事業計画書【添付書類（２）】
□収支予算書【添付書類（３）】
□会員(役員)名簿【添付書類(４)】(任意様式)
□会則又は規約【添付書類(５)】(任意様式)
提出
受　付
通知
運営委員会開催
公開プレゼンテーション
実施
通知
認定審査結果通知書
様式第２号
補助金交付申請書
様式第３号
提出
受　付
事業実施
概算払いを希望する場合は（概算払請求書様式第５号）を提出
通知
補助金交付決定通知書
様式第４号
□実績報告書　様式第６号
□収支決算書【添付書類（１）】
□領収書等【添付書類（２）】
□活動記録･写真等
□その他成果品等
提出
受　付
通知
補助金確定通知書
様式第７号
補助金交付請求書　様式第８号
（概算払いを受けた場合は概算払精算書　様式第９号）
提出
補助金交付

７．申請方法・審査選考

（１）募集期間

前期分：令和６年１１月１５日（金）から令和６年１２月２７日（金）

※申請前に事前相談が必要です（土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

※事前相談から申請まで１週間程度要しますのでご配慮願います。

※前期の募集では、令和７年度の市の予算措置が確定しておりません。
予算措置がされない場合もあることをご理解のうえ、ご応募ください。

（２）提出書類

申請時に次の書類を提出してください。**（記入例参照）**

１．協働のまちづくりファンド（ソフト）事業認定申請書　様式第１号
２．団体の活動内容　【申請書添付書類（１）】
３．事業計画書　【申請書添付書類（２）】
４．収支予算書　【申請書添付書類（３）】
５．会員(役員)名簿　【申請書添付書類(４)】 任意様式
６．会則又は規約等　【添付書類(５)】 任意様式

（３）受付窓口

土浦市 市民生活部 市民活動課 市民協働室
℡　０２９－８２６－１１１１　（内）２４５８

（４）選考方法

事業の審査は運営委員会で行いますので、代表者が出席し、事業の目的や内容について、プレゼンテーションをしていただきます。

※２回目（２年目）の事業についても、審査をいたします。

運営委員会の日程等詳細については、申請件数が確定後、応募団体に通知します。

（５）審査結果の通知

運営委員会での審査結果を基に、市長が補助事業を選定し、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業認定審査結果通知書」（様式第２号）により、申請団体に結果を通知します。

８．補助金申請の手続き

（１）補助金の交付申請

事業の認定を受けた団体は、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金交付申請書」（様式第３号）に関係書類を添えて、申請してください。

（２）補助金の交付決定

市では申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金交付決定通知書」（様式第４号）により、通知します。

※ 補助金の概算払い

補助金交付の目的を達成するために必要と認められる場合、補助金の全部または一部を概算払いとして請求することができます。概算払いを希望する場合は、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金概算払請求書」（様式第５号）を提出してください。

９．事業完了後の手続き

（１）実績報告

事業が完了した日から３０日経過または令和８年３月３１日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

１．土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金実績報告書
　　様式第６号
２．収支決算書【報告書添付書類（１）】
３．領収書等
４．活動記録･写真等
５．その他成果品等

（２）補助金の額の確定

市は、実績報告を受けたときは、速やかに補助事業の内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定し、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金確定通知書」（様式第７号）にて、補助事業者に通知いたします。

（３）補助金の請求

補助金確定の通知を受けたときは、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金交付請求書」（様式第８号）により、速やかに補助金の交付を請求してください。

なお、概算払を受けた団体は、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金概算払精算書」（様式第９号）により、補助金の精算を行ってください。

※ 補助金交付決定の取り消しについて

次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消します。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。

（３）上記に掲げるもののほか補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

補助金交付決定の取り消しは、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金交付決定取消通知書」（様式第 10 号）により、通知します。

※ 補助金の返還について

補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、その返還を「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業補助金返還命令書」（様式第 11 号）により、請求します。

★　土浦市協働のまちづくりファンドではハード事業の募集も行っています。
受付窓口は土浦市都市産業部都市計画課になります。
ファンド事業全体の趣旨・目的等については、「土浦市協働のまちづくりファンド（ハード）事業応募の手引き」を参照してください。

【問い合わせ先】
土浦市役所 市民生活部 市民活動課 市民協働室
ＴＥＬ　０２９－８２６－１１１１　（内）２４５８
ＦＡＸ　０２９－８２６－１１４７
メールアドレス：shimin-katsudo@city.tsuchiura.lg.jp